

○北海道警察公安捜査隊規程

北海道警察本部訓令第12号

平成10年4月20日

改正 平成29年3月29日警察本部訓令第16号

北海道警察公安捜査隊規程を次のように定める。

北海道警察公安捜査隊規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道警察における警備事件捜査活動の中核となるものとして、特別に編成する部隊の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び呼称)

第2条 北海道警察に、北海道警察公安捜査隊（以下「公安捜査隊」という。）を置く。

(任務)

第3条 公安捜査隊は、大規模若しくは重要若しくは特異な警備事件又はこれに発展するおそれのある警備事案（以下「警備事件等」という。）の捜査活動等に従事することを任務とする。

(編成)

第4条 公安捜査隊の編成は、別に定める。

(隊員の指定)

第5条 公安捜査隊の隊員は、別に定める所属に勤務する警察官のうちから、警備事件等の捜査活動等に適する者を当該所属の長（以下「所属長」という。）の推薦に基づき北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が指定するものとする。

2 所属長は、隊員が異動し、又は疾病等により長期間にわたり任務を遂行できないと認めるときは、速やかに代替者を推薦し、警察本部長の指定を受けるものとする。

(出動要請)

第6条 警察署長は、公安捜査隊の出動を必要と認める警備事件等が発生し、又は発生が予測される場合は、警察本部長又は方面本部長に出動の要請を行うことができる。

(派遣命令)

第7条 警察本部長又は方面本部長は、警備事件等の捜査活動等を行うため必要があると認めるとき、又は前条の出動要請があったときは、所属長に対し、隊員の派遣又は招集を命ずるものとする。

2 前項の命令を受けた所属長は、速やかに隊員を派遣し、又は招集するものとする。

3 派遣を命ぜられた隊員は、派遣先警察署長の指揮を受けて当該警備事件等の捜査活動等に従事するものとする。

(教養訓練)

第8条 公安捜査隊の隊員に対し、警備事件等の捜査活動等に必要な法令、知識及び技能を習得させ、その向上を図るため、教養訓練を実施する。

(庶務)

第9条 公安捜査隊に関する庶務は、北海道警察本部警備部公安第一課及び方面本部警備課において行うものとする。

(細目の制定)

第10条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成10年5月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第16号）
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。